

事務連絡  
令和5年12月25日

北海道農政部農業経営局農地調整課長 様  
各地方農政局経営・事業支援部農地政策推進課長 様  
農村振興部農村計画課長 様  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課長 様  
農村振興課長 様

農林水産省経営局農地政策課農地利用最適化グループ  
経営専門官（農地調整担当）  
農村振興局農村政策部農村計画課  
課長補佐（農業振興地域班）

#### 農地に盛土等の行為を行った場合の農地法等の取扱いについて

このことについては、令和5年12月22日に閣議決定された「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「農地については、盛土等の行為を行った場合であっても、耕作可能な状態を保ったまま農作物を栽培している土地は、農地に該当することを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。」とされました。

これを踏まえ、農地（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項の農地をいう。以下同じ。）に盛土等の行為を行った場合における農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）の取扱いについて、下記のとおりお知らせします。

なお、貴管下の都府県、市町村及び農業委員会に対しては、貴職から通知願います。

#### 記

「農地」とは、耕作の目的に供される土地のことをいい、「農地法関係事務処理基準について」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第1の（2）において、「その土地の現況によって判断する」と規定しており、農地に盛土等の行為を行った場合であっても、引き続き耕作の目的に供される土地は、農地に該当します。

なお、農用地区域内の農地において盛土を行う行為は、原則として、「農業振興地域制度に関するガイドライン」（平成12年4月1日付け12構改C第261号構造改善局長通知）第19の1のとおり、「土地の形質の変更」に該当する行為となり、農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項の規定により都道府県知事等の許可を受ける必要があります。ただし、当該行為後においても、その土地の用途が変更されず、引き続き耕作の目的に供される土地である場合は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第36条第2号ロの規定により当該許可が不要となります。